

京 都 大 学 事 務 組 織 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>第 3 章 部局の事務組織 (部局に置く事務部)</p>	<p>第 3 章 部局の事務組織 (部局に置く事務部)</p>
<p>第 1 7 条 文学研究科、教育学研究科、法学研究科、 経済学研究科、理学研究科、医学研究科、薬学研 究科、工学研究科、農学研究科、人間・環境学研 究科、エネルギー科学研究科、情報学研究科、生 命科学研究科、地球環境学堂、人文科学研究所、 再生医科学研究所、基礎物理学研究所、ウイルス 研究所、経済研究所、数理解析研究所、原子炉実 験所、霊長類研究所、東南アジア研究所、附属図 書館及び医学部附属病院並びに宇治地区に部局事 務部を置く。</p>	<p>第 1 7 条 文学研究科、教育学研究科、法学研究科、 経済学研究科、理学研究科、医学研究科、薬学研 究科、工学研究科、農学研究科、人間・環境学研 究科、エネルギー科学研究科、情報学研究科、生 命科学研究科、地球環境学堂、人文科学研究所、 再生医科学研究所、基礎物理学研究所、ウイルス 研究所、経済研究所、数理解析研究所、原子炉実 験所、霊長類研究所、東南アジア研究所、<u>iPS 細 胞研究所</u>、附属図書館及び医学部附属病院並びに 宇治地区に部局事務部を置く。</p>
<p>2 前項の事務部のうち、理学研究科、医学研究科、 工学研究科、農学研究科、原子炉実験所、附属図 書館、医学部附属病院及び宇治地区の事務部に部 長を置き、それ以外の事務部に事務長を置く。</p>	<p>2</p>
<p>3～1 2 (略)</p>	<p>3～1 2</p>
<p>1 3 宇治地区に置く事務部は、化学研究所、エネ ルギー理工学研究所、生存圏研究所及び防災研 究所の事務を処理するものとし、その名称は、宇治 地区事務部とする。</p>	<p>1 3</p> <p>(同 左)</p>
<p>1 4 第 1 項に定めるもののほか、エネルギー科学 研究科、情報学研究科及び地球環境学堂の事務の うち特定の事務を併せて処理するため部局事務部 を置き、その名称は、三研究科共通事務部とする。</p>	<p>1 4</p>
<p>1 5 前項の事務部に事務長を置き、エネルギー科 学研究科事務長、情報学研究科事務長又は地球環 境学堂事務長をもって充てる。</p>	<p>1 5</p>
<p>(中 略) (部局事務部の所掌事務等)</p> <p>第 2 8 条 部局事務部における所掌事務及びその分 掌は、当該部局事務部が置かれる部局の長が定め る。ただし、第 1 7 条第 3 項から第 1 2 項までに 定める複数の部局の事務を処理する事務部にあつ ては当該関係部局長と協議等のうえ定めるものと し、同条第 1 3 項に定める宇治地区事務部及び同 条第 1 4 項に定める三研究科共通事務部にあつて は関係部局長の合意に基づき当該事務部の長が定 めるものとする。</p> <p>(後 略)</p>	<p>1 6 第 1 項に定めるもののほか、再生医科学研究 所、ウイルス研究所及び <u>iPS 細胞研究所</u>の事務の うち特定の事務を併せて処理するため部局事務部 を置き、その名称は、病院西地区共通事務部とす る。</p> <p>1 7 前項の事務部に事務長を置き、再生医科学研 究所事務長、ウイルス研究所事務長又は <u>iPS 細胞 研究所</u>事務長をもって充てる。</p> <p>(部局事務部の所掌事務等)</p>
<p>第 2 8 条 部局事務部における所掌事務及びその分 掌は、当該部局事務部が置かれる部局の長が定め る。ただし、第 1 7 条第 3 項から第 1 2 項までに 定める複数の部局の事務を処理する事務部にあつ ては当該関係部局長と協議等のうえ定めるものと し、同条第 1 3 項、<u>第 1 4 項及び第 1 6 項に定め る事務部</u>にあつては関係部局長の合意に基づき当 該事務部の長が定めるものとする。</p>	<p>第 2 8 条 部局事務部における所掌事務及びその分 掌は、当該部局事務部が置かれる部局の長が定め る。ただし、第 1 7 条第 3 項から第 1 2 項までに 定める複数の部局の事務を処理する事務部にあつ ては当該関係部局長と協議等のうえ定めるものと し、同条第 1 3 項、<u>第 1 4 項及び第 1 6 項に定め る事務部</u>にあつては関係部局長の合意に基づき当 該事務部の長が定めるものとする。</p> <p>附 則 この規程は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。</p>